

ライフサポート：はた

「学習会やイベント等」のご報告

(皆さんの、ご参加をお待ちしています！)

N061 : 2021. 3. 12

四万十市中村大橋通 7 丁目 1-24

連合高知西地協 TEL:34-9191

発行責任者：事務局 伊達幸雄

色々な組織やクラブに参加している方も多いと思いますが、何か面白い話や、イベントの広報などがあればお知らせ下さい。皆さんからの、投稿をお待ちしています。

<1月13日(水)10:00~11:00>

講演:「所得税と確定申告」

講師:幡多LSC幹事 幾久 さん

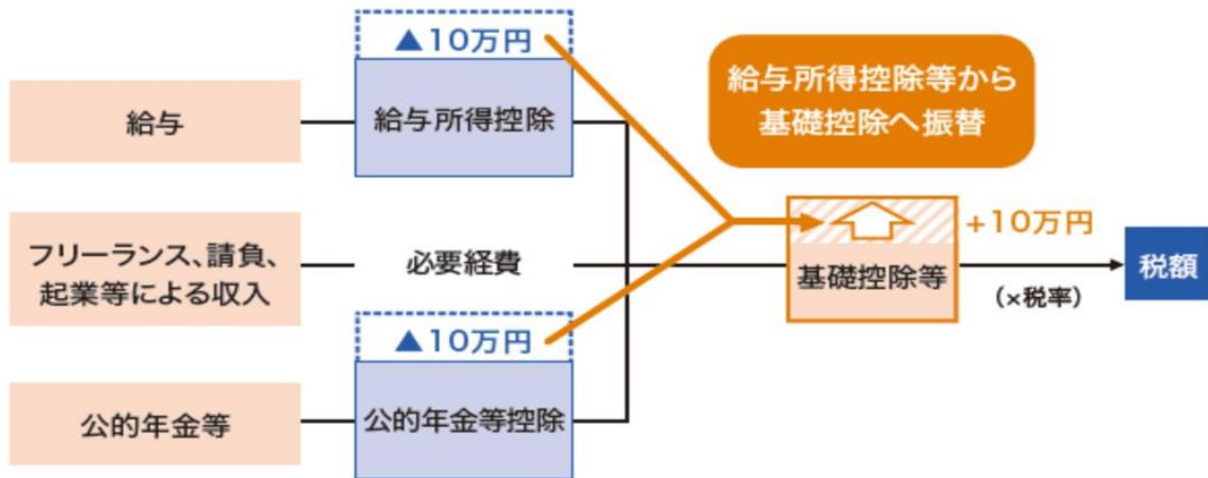
今年も、2月6日から始まる確定申告の準備のため、幡多ライフ幹事の幾久氏による学習会を開催しました。



特に、給与所得控除額の引き下げと共に基礎控除が引き上げられたことなど、所得税で令和2年から改正された部分等について、重点的に説明していただきました。

【所得税等の改正について】

下記表のように、これまで給与・公的年金で控除されていたものが、基礎控除に変更された。



この他、税制改正に伴い、令和2年分以降の「扶養親族等申告書」の取り扱いが変更され、これまで申告書の提出がない場合は所得税率が10.21%であったものが、提出のない場合でも5.105%の税率になったことなど詳細な説明をして頂きました。

また、「年金所得者の確定申告不要制度」について、公的年金等の収入金額が400万以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万以下の場合には、確定申告の必要はありませんが、医療費控除等で還付を受けるためには申告の必要があるため、毎年確認していただくことが大切であるとのことでした。

「幡多ライフサポートセンター」では、毎年2月上旬に「幡多地区労福協」や「高退連幡多地区協議会」と共に、四万十市・宿毛市・土佐清水市で確定申告学習会を行っていますので、是非参加してみてください。

連合高知西地域協議会事務局では、平日9:00~17:00 ご相談を受け付けています。

<2月3日(水)10:00~11:00>
コロナ感染症への対応で中止



<3月3日(水)10:00~11:00>

講演:「自然災害への補償について」

講師:こくみん共済 coop 中村支所 斎藤支所長

2020年~2021年は、阪神・淡路大震災から25年、東日本大震災から10年、熊本地震から5年という節目を迎えます。

このように、私たちの身の回りには数多くのリスクが存在するため、どのようなリスクがあるのかを確認し、それを予防・軽減・回避する対策として、必要な保障を考えることが大切であると云うことで、「自然災害への補償」について学習会を行いました。

まず、被災者には「被災者生活再建支援制度(災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が給付される。)」として、下記のような自然災害に対する公的保障があるが、公的保障制度のみでは「元の生活に戻れない」恐れがあります。

■住宅の被害程度に応じて給付される支援金(基礎支援金)

(全壊 100万円) (大規模半壊 50万円)

■住宅の再建方法に応じて給付される支援金(加算支援金)

(建設・購入 200万円) (補修 100万円)

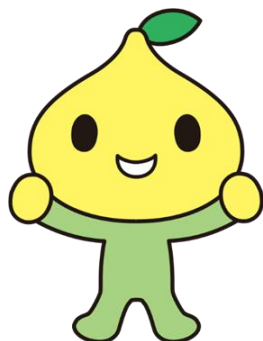
(賃借<公営住宅除く> 50万円)



最大 300 万円 給付

このように、公的支援だけでは当然、生活再建は困難であり、その上、下記のようなお金の問題も生じるため、「自然災害共済」などで備えておくことが大切です。

■二重ローン問題



家を建て替えるとなると一般的に 2,000 万円程度は必要になり、全壊までには至らなくても、外壁の亀裂や内壁(クロス)の亀裂などの修繕代に、被害状況によってかわりますが、数百万円かかる場合もあります。

また、住む家がなくなっても住宅ローンは残ります。再建費用を調達するために今あるローンに加え、新しいローンを組むことになり、阪神・淡路大震災では約 15,000 人の被災者が、二重ローンという状況に苦しむことになりました。

このような状況の救済措置として、2011 年7月に政府は東日本大震災の被災者が、自己破産せずに借金の返済免除を受けられる「私的整理指針」をまとめましたが、「サラリーマンなど安定収入のある人等」は免除対象外となっています。

具体例を使って「自然災害共済」を付帯した契約と「火災共済」のみの契約との給付額を比較してみましょう！



<具体例>

□28坪の木造住宅に4人家族

□契約内容は、住宅 224 口、家財 190 口

なお、自然災害共済については、火災共済と同口数を付帯しています。

●地震による火災で全焼したとき ●認定内容(自然災害共済) / 全焼 (焼破損割合70%以上)



●自然災害共済からお支払い

【標準タイプ】

共済金20,000円×加入口数(300口) = **6,000,000円**

【大型タイプ】

共済金30,000円×加入口数(300口) = **9,000,000円**

●損害内容

・住宅部分 全焼 ・家財部分 全焼

もし、火災共済のみで、自然災害共済に加入していなかったら・・・支払額は、「0円」!!

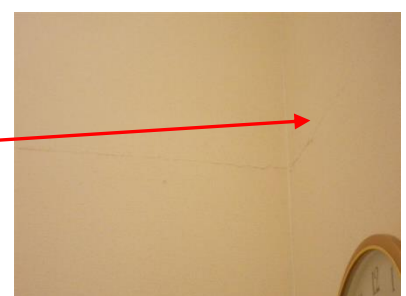
【地震による損害に対する支払額】

(※木造・住宅 200 口・家財 100 口で契約の場合)

	火災共済のみ (月掛金:1,800円)	火災共済+ 自然災害共済 【標準タイプ】 (月掛金:4,650円)	火災共済+ 自然災害共済 【大型タイプ】 (月掛金:6,000円)
地震による全壊	0万円	600万円	900万円
地震による 大規模半壊	0万円	360万円	540万円
地震による半壊	0万円	300万円	450万円
地震による一部 壊 (100万円超の損 害)	0万円	60万円	90万円

【損害対象カ所の事例】

一見、外見上は損害のないように見える場合でも、「被害個所」「被害の程度」を詳細に調査し損害として認定されます。(※詳しくは「こくみん共済 coop」にご相談ください。)



こくみん共済 coop での損害認定額…およそ110万円 (写真は事例の一部)

<4月7日(水)10:00~11:00>

講演:「ろうきんアプリの使い方」

講師:四国ろうきん中村支店 黒川次長



今回は、携帯電話(ガラケー)のサービス終了がauは2020年3月末、ソフトバンクは2024年1月下旬、ドコモは2026年3月31日となっているため、この携帯電話をご利用の高齢者が、やむを得ずスマートホンに変更されている場合もあるため、大変使い勝手の良い「ろうきんアプリ」の使い方について学習会を行いました。

「ろうきんアプリ」を利用するためには、慣れない人には少々めんどくさいですが、次のような手続きを行う必要があります。

1 ろうきんアプリのインストール



ろうきんアプリ
労働金庫連合会
「ファイナンス」内42店
★★★★ 3.4 / 2020年09月
無料

2 利用する金庫の選択

幡多であれば、
日ごろ利用している
「四国労働金庫」

3 アカウント・口座の登録

メールアドレスや、
本人・口座情報
などの登録

アプリを開いた時の
最初の画面で項目選択



残高一覧画面で
入金・残高の確認



税・公金の
支払手続き画面



スマートホンに最近変更された方には少々ハードルが高いかもしれませんが、大変便利ですの
で是非挑戦してみてください。

筆者も利用していますが、特に残高・明細機能は出入日時・金額など確認ができるので、スマ
ートホンを利用している方で、まだ利用していない方にもお勧めします。

アプリのインストールや個人情報の登録等で不明な点があれば、労金の窓口で対応してくれる
そうですが、連合高知西地域協議会や幡多ライフサポートセンターの「なんでも相談」でも、お手伝
いできますのでご相談ください。「スマホにろうきんキャンペーン」のチラシをご参照ください。